

盛岡市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

令和7年9月25日

市長 決 裁

（趣旨）

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第76条の3第1項の規定による情報公表対象サービス等情報の報告及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項の規定による情報公表対象支援情報の報告（以下「報告」という。）並びに総合支援法第76条の3第2項の規定による公表並びに児童福祉法第33条の18第2項の規定による公表（以下「公表」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱における用語の意義は、総合支援法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「総合支援法施行規則」という。）並びに児童福祉法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）の定めるところによる。

（基準日）

第3 報告の基準日は、各年4月1日とする。

（報告の対象となる障害福祉サービス等）

第4 報告の対象となる障害福祉サービス等は、次表のとおりとする。

区分	内容
指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）	指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助
指定地域相談支援	指定地域移行支援及び指定地域定着支援
指定計画相談支援	指定計画相談支援
指定通所支援（共生型通所支援を含む。）	指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

指定障害児相談支援	指定障害児相談支援
-----------	-----------

(報告の対象となる事業者)

第5 報告の対象となる事業者は、基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする者又は基準日の前日において障害福祉サービス等の提供を開始している者とする。

(報告の内容)

第6 事業者が報告すべき内容は、総合支援法施行規則別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則別表第2及び別表第3に掲げる項目とする。ただし、基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする者にあつては、総合支援法施行規則別表第1及び児童福祉法施行規則別表第2に掲げる項目とする。

(報告の方法)

第7 報告の方法は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム(以下「公表システム」という。)への入力によるものとする。ただし、これにより難い事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(報告の開始日)

第8 報告の開始は、基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする者にあつては指定障害福祉サービス等事業者の指定を受けた日からとし、その他の者にあつては各年5月1日からとする。

(報告の期限)

第9 報告期限は、基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする者にあつては指定障害福祉サービス等事業者の指定を受けた日から1か月を経過した日(当該日が7月31日より前の場合は7月31日)までとし、その他の者にあつては各年7月31日までとする。また、総合支援法施行規則第65条の9の8第1項第3号及び児童福祉法施行規則第36条の30の4第3号に規定する「経営情報」の報告は、毎会計年度終了後3月以内とする。ただし、災害その他のやむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(公表の方法)

第10 市長は、報告を受けた内容を公表システムを通じインターネットにより公表するものとする。

(公表の時期)

第11 公表の時期は、基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする者にあつては当該報告のあった日から1か月以内とし、その他の者にあつては各年9月30日までとする。

(情報の更新)

第12 事業者は、第6に規定する報告すべき内容のうち、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス及びメールアドレスに修正又は変更が生じたときは、その都度市長へ報告するものとする。

(苦情等への対応窓口)

第13 公表した内容に係る利用者からの苦情等に係る対応は、保健福祉部障がい福祉課において行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。